

株式会社 シダー
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
重要事項説明書

令和7年4月1日 現在

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態又は要支援状態にある方に対し、適切な短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスを提供することを目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者の有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように支援します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の概要

(1) 利用施設

事業所名	ラ・ナシカ ふじまつ
指定番号	4070101300
所在地	北九州市門司区藤松一丁目10番25号
管理者の氏名	木村 久美恵
電話番号	093-382-6011
FAX番号	093-382-6033
サービスを提供する地域	門司区・小倉北区・小倉南区・戸畑区・下関市内(施設から半径20km以内)

(2) 施設の概要

敷地の面積	1506.11 m ²	建物の延床面積	2067.51 m ²
建物の構造	耐火建築物		
利用定員	5名 5室 (全室個室 1室あたり 18 m ² ~ m ²)		
主な設備	食堂及び機能訓練室・浴室・便所・洗面設備・介護看護職員室・調理室		

(3) 事業所の職員体制

	職務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1名	-名	1名
医師	健康相談及び健康管理	-名	1名	1名
生活相談員	生活相談及び指導	1名	-名	1名
看護職員	心身の健康管理 口腔衛生と機能のチェック及び指導 保健衛生管理	3名	-名	3名
介護職員	介護業務	16名	1名	17名
機能訓練指導員	機能回復訓練の指導及び実施			
	理学療法士	-名	-名	-名
	作業療法士	-名	-名	-名
	看護職員	1名	-名	1名
栄養士	給食業務及び栄養相談	-名	1名	1名
事務員	事務業務	1名	-名	1名

(4) 職員の勤務体制

A勤(早出)	6時30分～15時	C勤(遅出)	13時～21時30分
B勤(日勤)	8時30分～17時	D勤(夜勤)	21時～9時
E勤	11時～19時30分	—	—

*その他、非常勤職員によって異なる勤務時間がございます。

3. サービス内容

- ①(介護予防)短期入所生活介護計画の作成 ②入浴サービス ③排泄の介助
 ④食事サービス ⑤更衣、整容、離床等の日常生活上の世話 ⑥機能訓練 ⑦レクリエーション
 ⑧健康管理 ⑨相談及び支援 ⑩利用者の家族及び地域との連携 ⑪送迎サービス

4. 1日の利用料金

介護保険	自己負担分			その他利用料	
	1割	2割	3割		
要支援1(1日につき)	477 円	954 円	1,431 円	食費(朝)	420 円(1食につき)
要支援2(1日につき)	589 円	1,178 円	1,767 円	食費(昼)	520 円(1食につき)
要介護1(1日につき)	645 円	1,290 円	1,935 円	食費(夕)	570 円(1食につき)
要介護2(1日につき)	715 円	1,430 円	2,145 円	居室料	1500 円(1日につき)
要介護3(1日につき)	790 円	1,579 円	2,368 円	洗濯機使用料	275 円(1回につき)
要介護4(1日につき)	861 円	1,721 円	2,581 円	乾燥機使用料	165 円(1回につき)
要介護5(1日につき)	931 円	1,861 円	2,792 円	理美容代	実費 円(1回につき)
連続31日以上介護予防短期入所介護を行った場合	要支援1(1日につき)	468 円	936 円		
	要支援2(1日につき)	576 円	1,152 円	1,727 円	
連続61日以上短期入所介護を行った場合	要介護1(1日につき)	615 円	1,229 円	1,843 円	
	要介護2(1日につき)	685 円	1,369 円	2,054 円	
	要介護3(1日につき)	759 円	1,518 円	2,276 円	
	要介護4(1日につき)	830 円	1,660 円	2,490 円	
	要介護5(1日につき)	900 円	1,800 円	2,700 円	
送迎体制(片道につき)	188 円	375 円	562 円		
夜勤職員配置加算(I) *介護予防は除く(1日につき)	14 円	27 円	40 円		
サービス提供体制強化加算(II) (1日につき)	19 円	37 円	55 円		
緊急短期入所受入加算*介護予防は除く(1日につき/7日間限度)	92 円	183 円	275 円		
長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合*介護予防は除く(連続61日以上短期入所生活介護を行った場合は算定しない)	△31 円	△61 円	△92 円		
※地域区分7級地:1単位あたり10.17円で計算しています。 ※要支援利用者の自己負担分はサービス提供体制強化加算Ⅱを含んだ料金です。 ※要介護利用者の自己負担分は夜勤職員配置加算Ⅰとサービス提供体制強化加算Ⅱを含んだ料金です。 ※別に、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)140/1000の自己負担分も徴収させていただきます。				*その他、日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用については実費をお支払いいただきます。 *サービス提供記録等の複写物に係る費用 1ページ20円	

*利用料金は、一月ごとにお支払いいただきます。

5. サービス利用にあたっての留意事項

- ①利用者さま又はご家族は、当事業所が提供するサービスを利用するにあたり、他の利用者さまの迷惑となる行動は慎んでください。
- ②利用者さまが事業所内の機械及び器具を使用される際は、必ず職員に声をかけてください。
- ③居室及び事業所内は禁煙です。喫煙については、指定の場所のみでお願いします。
- ④利用者さまの体調に変化があった際には、当事業所の職員にご一報ください。
- ⑤当事業所内での金銭及び食べ物のやりとりはご遠慮ください。
- ⑥当事業所では、原則として利用者さま宅の鍵のお預かりはいたしません。
- ⑦職員に対する贈り物や飲食の心付けは、お受けできません。
- ⑧サービス提供記録等の複写物を希望される場合は、費用(1ページ20円)を請求します。

6. 非常災害対策

当事業所では、非常災害その他緊急の事態に備え、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画等の対策をたて、年2回、利用者さま及び職員の訓練等を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者さまの病状が急変した場合などには、速やかに主治医や協力医療機関へ連絡するなど、必要は措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合には、市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、速やかに損害賠償を行います。

9. 守秘義務に関する対策

当事業所及び職員は、業務上知り得た利用者さま又はそのご家族の秘密を外部に漏らしません。また、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者さまの人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

11. 身体拘束の廃止

どのような状況下でも、利用者さまの自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

12. 虐待の防止のための措置

当事業所は、別途定める「高齢者虐待防止のための指針」に基づき、虐待の防止に努めます。虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を配置します。また、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者さまを発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

13. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 苦情・相談窓口	窓口担当者	ラ・ナシカふじまつ 岩丸亮(生活相談員)
	ご利用時間	毎日午前8時30分～午後5時(時間外も応ず)
	ご利用方法	電話)093-382-6011 FAX)093-382-6033
本社 苦情・相談窓口	窓口担当者	株式会社シダー 本社総務部
	ご利用時間	月～土曜日:午前8時30分～午後5時
	ご利用方法	電話)093-932-7005 FAX)093-932-7015

公的機関においても、苦情の申し出ができます。

【保険者】

門司区役所 介護保険担当	所在地	北九州市門司区清滝一丁目1番1号
	電話番号	093-331-1894(直通)
	対応時間	平日:午前8時30分～午後5時(土日・祝日を除く)

*その他の保険者については、別紙ご参照ください。

【国民健康保険団体連合会】

福岡県国民健康 保険団体連合会 介護保険係	所在地	福岡市博多区吉塚本町13番47号
	電話番号	092-642-7859(直通)
	対応時間	午前8時30分～午後5時(土日・祝日を除く)

虐待通報等受付窓口

門司区役所 介護保険担当	電話番号	093-331-1894(直通)
	対応時間	平日:午前8時30分～午後5時(土日・祝日を除く)

14. 第三者評価の実施状況

実施の有無	なし	実施日(直近)	—
評価機関の名称	—	評価結果の開示	—

15. 損害賠償責任保険

保険会社	損害保険ジャパン株式会社
保険内容	損害賠償保険

*ただし、損害賠償保険の支払いは、事業者に故意又は過失が存在する場合に限られます。

また、損害賠償保険が支払われる場合であっても、利用者さまに過失が認められる場合には損害賠償額が減額されることになります。

本書面に基づき、利用者に対し重要な事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

所在地: 北九州市門司区藤松一丁目10番25号

事業所名: ラ・ナシカ ふじまつ

管理者: 木村 久美恵

説明者:

私は、本書面により事業所から短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスについて重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

〈利用者〉

〈利用者代理人(選任した場合)〉

住所:

住所:

氏名:

氏名:

(続柄)

(別紙)

【保険者】

小倉北区役所 介護保険担当	所在地	北九州市小倉北区大手町1番1号
	電話番号	093-582-3433(直通)
	対応時間	平日:午前8時30分~午後5時(土日・祝日を除く)
小倉南区役所 介護保険担当	所在地	北九州市小倉南区若園五丁目1番2号
	電話番号	093-951-4127(直通)
	対応時間	平日:午前8時30分~午後5時(土日・祝日を除く)
戸畑区役所 介護保険担当	所在地	北九州市戸畑区千防一丁目1番1号
	電話番号	093-871-4527(直通)
	対応時間	平日:午前8時30分~午後5時(土日・祝日を除く)
下関市役所 介護保険課 事業者係	所在地	下関市南部町1番1号
	電話番号	083-231-1371(直通)
	対応時間	平日:午前8時30分~午後5時15分(土日・祝日を除く)

